

## 令和元年度 第1回 南丹市子ども・子育て会議 会議録要旨

日 時：令和元年7月5日（金）午後2時～4時

場 所：南丹市役所 4号庁舎 2階 会議室

出席者：〔委 員〕藤松会長、青木委員、河村委員、山岸委員、山口委員、  
北崎委員、大内委員、原委員、秋田委員、久保委員、弓削  
委員、桂委員、関委員、高屋委員、榎原委員、村上委員、  
山本委員

〔事務局〕榎本部長、谷口課長、山田課長補佐、大谷課長補佐、田村  
係長、岩嶺係長、阪本主任、寺田主任

（説明員）学校教育課 湯浅参事、社会教育課 浅田課長補佐

（委託事業者）株式会社ぎょうせい 成田主任研究員、高尾研究員、  
井川主査

傍聴者：京都新聞社記者

### 開会

事務局：会議記録用の録音器の設置と後日議事録を公開することについて確認。欠席者の報告。

谷口課長：皆様には、本日、公私ご多用のなかご出席を頂き、ありがとうございます。只今から、ご案内をしておりました、令和元年度第1回 南丹市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

私は本日、進行を務めます、南丹市役所子育て支援課 課長の谷口でございます。どうぞよろしくお願いたします。まず、本会議におきましては、南丹市子ども・子育て会議条例の第6条2項の規定により委員19名中、16名の出席により、委員の半数以上の出席がございますので、本会議が成立することを宣言いたします。

### 1 委嘱状交付

代表受領、南丹市PTA連絡協議会より選出の青木委員。

（山内副市長より委嘱状を読み上げ交付）

他の委員の皆さまには机の上に委嘱状を置かせて頂く。

### 2 あいさつ

山内副市長：ただいま皆様に委嘱状を交付させて頂きました。委員の皆様には、南丹市子ども・子育て会議の委員として2年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願いたします。

南丹市では「子育て環境を充実させ、若者が定住できるまちづくり」を重点施策の1つとして掲げ、出生期から乳幼児期、就学期に至るまでの切れ目のない支援として、国や京都府の制度に加え、医療費助成制度や祝金など南丹市独自の制度を充実させてきたところです。

また、親子がともに楽しめる行事や季節ごとのイベント、地域で子どもを育てる取り組みについては、子育て支援団体やボランティアが主体となって実施頂いているところであり、今後も引き続き市民の皆様と地域、行政が共に手を携えながら、子育てを支える仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

今年度については、南丹市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、ご審議頂くことと併せて、令和2年度を始期とする第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の策定についてもご審議をお願いしたいと思います。

昨年度は委員の皆様のご意見もお伺いしながら、アンケートによる子ども・子育て支援に関するニーズ調査や子育て支援団体の皆様へのヒアリング調査を実施しました。

今年度はそれらの調査の結果を踏まえ、計画の中身をご審議頂く年度になります。幅広い見地から、ご意見をお伺いしたいと思います。

また、子どもの貧困対策に関しては、計画の策定について、一般の法改正により市町村にも努力義務が課されたところですが、本市ではこれに先がけ、昨年度、実態調査を実施しており、今年度計画を策定することとしています。子どもの生活状況やその背景にある家庭状況などの課題を捉え、その課題解決のための施策展開や支援体制の整備を図る計画とするためにも、いろいろな家庭の状況や課題を見ておられる委員の皆様にご意見をお伺いしたいと考えております。

さらに、かねてから検討しておりました、民間保育所誘致につきましては、現在、募集要項を配布しており、この件につきましてもこの会議で進捗状況をご報告させて頂きたいと思っております。

今年度は2つの計画策定や民間保育所誘致など、大きな動きがございますが、様々なお立場からご意見、ご提言を賜れば幸いです。

最後に、引き続き皆様のお力添えを切にお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶といたします。

### 3 委員紹介

谷口課長：委員名簿を資料としてつけておりますので、ご参照ください。

（委員の名前を読み上げ紹介）遅れて参加：秋田委員、欠席：江川委員、坂瀬委員  
（事務局、説明員の紹介）

委員の皆様には2年間お世話になりますが、よろしくお願ひいたします。

山内副市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

### 4 会長・副会長の選出

谷口課長：続きまして、項目4 会長・副会長の選出に移らせて頂きます。子ども・子育て会議条例第5条において、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めるとしております。どのようにさせて頂いたらよろしいでしょうか。

委員：事務局の方から推薦はありますか。

谷口課長：ただ今、事務局からの案はあるかのご意見が出ましたので、事務局の案を提示させて頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員：同意

谷口課長：事務局案として、会長にはこれまでから会長をお世話になっておりました佛教大学の社会福祉学部教授 藤松素子 様、副会長には本日欠席ですが、前任期で副会長をお世話になっておりました南丹市小学校校長会の殿田小学校 校長 坂瀬一哉 様を提案させていただきます。

委員：拍手

谷口課長：ありがとうございます。拍手で承認頂きましたので、会長に藤松素子 様、副会長に坂瀬一哉 様にお世話になりたいと思っております。子ども・子育て会議条例第6条により、会議は会長が議長となるとありま

す。藤松会長は恐れ入りますが 前の席へ移動をお願いいたします。それでは、さっそくで申し訳ないのですが藤松会長より、ご挨拶を頂いたのち、議事の進行をお願いします。

藤松会長：皆様こんにちは。初めましての方もたくさんいらっしゃいますけれども、前年度から引き続きの皆さまと新しく参加して下さった皆様、先ほどのご挨拶にもございましたけれども貴重なご意見を是非賜りたいと思いますので、積極的にご発言をお願いします。

## 5 議事 議事の進行は子ども・子育て会議条例第6条により会長が進行。

藤松会長：議事へ入る前に、事務局より本日の議事の進め方について説明をお願いします。

事務局：配布資料の確認、会議後にマイナンバーの収集、議事について、ひとつずつ質疑を行うことを確認。

藤松会長：では、議事（1）について、まず 南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理票について 事務局から説明をお願いします。

### （1）南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理について【資料1-1.1-2.1-3】

事務局：はじめに、本会議について、改めてですがご説明させていただきます。近年の社会的な課題となっております、少子化、子育て家庭の孤立化、待機児童などの課題に対応するため、平成24年8月に国の「子ども関連3法」が可決・成立されたことを受け、平成25年9月に「南丹市子ども・子育て会議条例」を制定し「子ども・子育て会議」を設置することとしました。

本会議には、子育ての当事者や、子育て支援事業者、子育てに関係する各機関の皆さまにご参画頂き、地域の教育や保育・子育て支援の実情を踏まえた、子ども・子育ての支援施策を調査審議頂くことを目的としております。本日もご審議頂きます「南丹市子ども・子育て支援事業計画」は、先ほどお話ししました「子ども関連3法」を基に、平成27年度に幼児期の学校教育や保育・地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める新たな子ども・子育ての仕組みとして「子ども・子育て支援制度」がスタートしたことをうけ、本市においても子ども・子育てに係る施策を計画的に推進するために策定したものが「南丹市子ども・子育て支援事業計画」です。平成27年度から5年を計画期間として、地域全体で子育て支援をするまちを目指しています。

この計画の進捗状況を本会議において報告し、ご審議頂いておりますが、資料のボリュームがあることから、先に委員の皆さまに送付をさせて頂いております。

本計画の概要版（「のびのびなんたん」～子育てにやさしいまち～）と併せて送付しましたA3の資料は、計画に基づく事業の進行管理票となっております。この後、担当から事業の進行管理の概要を説明させていただきますが、この資料に掲載しております多くの事業の中から、「子ども・子育て支援新制度」において市町村が実施すると定められている事業11事業について、取り出して説明をさせていただきます。

資料1-1「地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況」をご覧ください。

（1）延長保育事業です。（A3の進行管理票にも掲載しており、掲載ページを記載しております。）

延長保育は、通常の利用時間以外の時間帯で実施する事業で、朝は午前7時30分から、夕方は午後7時まで延長保育を実施しています。保護者の就労時間等によって、保育を利用できる時間を認定し、認定ごとの利用可能時間は記載のとおりです。

量の見込みと現状については午後6時以降の利用についての状況を記載しています。量の見込みよりも実績は少なく、ほぼ横ばいで、提供体制は十分確保できていると数値上は読み取れますが、これまでから課題としてあげております正職員のみならず、嘱託職員、臨時職員についても不足している現状があり、職員確保に苦

慮しているところです。

(2) 放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブです。担当は社会教育課になります。児童クラブについては、対象児童を順次拡大しており、昨年度（平成30年度）から、6年生までを対象に拡充しています。施設については、開設場所の老朽化に伴う新設や、既存施設の利活用など、実施体制の整備を行いながら開設をしています。

量の見込みと現状については、高学年の対象学年拡充に伴う利用者増により、平成29年度から見込数を上回っており、スペースの確保が課題となる中、八木地域と園部地域では新たな施設の建設に向け準備を進めているところです。

また、支援員は専門性を確保するため、認定資格研修を義務的に受ける必要があり、毎年計画的に受講されています。

(3) 子育て短期支援事業です。これは保護者の疾病等の理由によって家庭での養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等で預かる事業です。当市は隣の亀岡市にある児童養護施設青葉学園に委託しています。過去には母の出産における入院時や、児童虐待や養育不安に関わって、ケース対応の中でも事業の実績がありますが、記載のとおり平成28年度から利用はありません。

(4) 地域子育て支援拠点事業です。親同士の出会いと交流の場、また子育てに関する相談の場として、直営の「子育てすこやかセンター」と、NPO法人グローアップさんに委託している「ぽこぽこくらぶ」を拠点事業として実施しています。委託分では出張事業としても実施しており、4地区全てで実施しています。昨年度の状況は表のとおりで、それぞれが特色を持った企画運営を行うことにより、利用数が年々延びています。委託の八木開設分については、昨年度から週4日開設から週5日開設に拡充しています。

(5) 一時預かり事業です。これは幼稚園、保育所、先ほどの拠点施設等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。幼稚園では通常教育時間外での預かり保育と、保育所では保育所を利用していない児童を対象に一時保育を実施しています。また、平成30年度から、ファミリーサポート事業の国要綱改正により、これまで預かり場所は原則提供会員の自宅とされていたのが、自宅以外の施設等での預かりが可能となったことから、拠点施設での預かりのニーズに応えていきたいところです。

(6) 病児保育事業です。これについては病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、訪問型の三つの類型があります。概要は記載のとおりです。計画においては、5か年のうち市内1か所で病児対応型・病後児対応型の開設ができればというところでしたが、現状、その目処に至っていません。病児保育のニーズはありながら、単独の自治体で事業を実施することは困難であることから、京都府においても、昨年度広域的な取組について検討会を開催されており、南丹地域での開設実現に向け継続した調整を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業です。乳幼児や小学生の預かり援助を依頼する人、預かり援助を提供する人がそれぞれ会員登録し、マッチングにより相互に援助活動してもらうものです。ここに記載している量の見込みは、小学校の放課後の預かり支援の数値になります。多くは、放課後児童クラブを利用されますが、小学生の放課後の過ごし方の一つとしています。

(8) 乳児家庭全戸訪問事業です。生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。保健医療課の保健師が対応しています。昨年度は5名の未訪問者がありますが、5名とも長期里帰りをされた方で、訪問について他市（里帰り先）依頼をしています。また、要経過観察対象者には、子育て相談や再訪問等を実施しています。

(9) 妊婦健康診査です。こちら保健医療課担当です。妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康診査として妊娠届提出時に妊婦健康診査公費負担受診券を発行しています。数値はここに挙がっているとおりで、医療機関とも連携して適切な受診を推奨し、妊婦の健康の保持及び増進が図られているところです。

(10) 養育支援訪問事業です。養育支援が特に必要と判断した家庭に、保健師、助産師、保育士等が訪問

し、養育に関する指導、助言等を行い適切な養育の実施を行うものです。平成26年度京都府社会福祉審議会児童福祉専門部会において、乳児家庭全戸訪問事業から養育支援訪問事業へつながる基準が不明確とされ、平成29年3月に京都府が養育支援訪問事業実施ガイドラインを策定されました。妊娠届出時の対応や妊婦への訪問指導等において適切なアセスメントを行った上で、必要な事案を本事業につないでいくこととし、当市も要保護児童地域対策協議会の機能を活かし、きめ細やかで専門的な支援を展開する必要があると認識し、ガイドラインを参考にしながら事業を実施していくところです。

(11)利用者支援事業です。平成27年度の新制度から新たに導入された事業で、子ども及びその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市民に身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し利用者を支援する事業になります。事業内容、類型は記載のとおりです。基本型は行政の窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用して実施する。特定型は行政機関の窓口を活用して実施する。母子保健型は保健師等の専門職がそれを担い、保健センター等を活用して実施する、となっています。当市では地域子育て支援拠点事業を実施している「子育てすこやかセンター」と委託して実施している「ぽこぽこくらぶ」において「基本型」を実施しています。「ぽこぽこくらぶ」開設の「基本型」は、平成30年度からは開設日を週3日から週5日に拡充しました。子育て支援課窓口での「特定型」を実施しています。また昨年度より、すでに実施している「基本型」と「母子保健型」の連携により、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する「子育て世代包括支援センター」の仕組みを整えました。

事務局：南丹市子ども・子育て支援事業計画 進行管理票について説明します。この進行管理票は南丹市子ども・子育て支援事業計画の「総合的な施策の展開」という項目で、テーマにそった現状と課題があり、課題を改善するために、どのような施策が必要か、また南丹市ではどんな事業が展開されているのかを示した資料です。

本日配布しております南丹市子ども・子育て支援事業計画の概要版のP6～7をご覧ください。ここにあります基本目標と基本施策に沿って、各課がそれぞれ事業を展開しております。

次にA3の進行管理票をご確認ください。これは各事業の具体的な取り組みと目標を掲げ、その目標にそった取り組みができていないのか、着実に実施できているかを確認するための管理票です。評価欄には各担当課が、実際に事業を行う中で、何ができて、何ができていないを示しています。一番右側の欄には平成30年度末の評価を一目でわかりやすくするため、A～Cの3段階で達成度を記載しています。

A～Cの目安としては、平成30年度の具体的取組と目標に対し、目標を達成した場合は『A』、目標を達成していないが、目標に対して推進が認められる場合は『B』、目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合は『C』としております。また、計画の事業内容、具体的取組や目標が現状にそぐわない事業は、次回計画策定時に見直しするため『※』と記載しております。

この進行管理票は、子ども・子育て支援事業計画に沿って、南丹市が実施する事業を記載しているものですが、今回から参考として民間団体、ボランティア団体が実施頂いている取り組みを記載しております。

票の中身を抜粋して説明します。1ページの上から2番目、②父親の育児参加の推進をご覧ください。事業計画に基づき、社会教育課と子育て支援課で家庭教育の支援に繋がる講座や父親も参加しやすい日曜講座を開催しており、それに対し平成30年度末の評価と達成度を記載しています。

また民間団体、ボランティア団体の取り組みで、施策に繋がる事業を記載しています。地域の方々が参加しやすいイベントを実施されていることで、父親の育児参加の推進を担って頂いています。

多くの施策がありますが、国際理解教育、食育、交通安全、防災などいろいろな分野に渡って、民間団体、ボランティア団体の皆様のほか、地域の皆様も一緒になって、様々な子育て施策の推進を担って頂いているということを見て頂ければと思います、今回から記載を行ったものです。

事業が広範囲にわたりますので、当課が担当でない部分は把握が十分でないところもありますが、事前に資料を委員のみなさまに送付しておりますので、お目通し頂いた中で、日頃の関わりからのご意見や、ご質問があればよろしくお願ひいたします。

また、この後、株式会社ぎょうせいさんから平成30年度末の達成度を数値化したものを、第1期計画の評価として報告させていただきます。

事務局：ぎょうせいの研究員の高尾でございます。お手元の資料1-3のご用意をお願い致します。長時間かかるとお思いますので、着座で説明させていただきます。

今、事務局の方からご報告がございました、A3横長の進行管理票に記載されている達成度を点数化して、30年度の評価を中心に、現計画の評価として取りまとめさせて頂いたのがこの1-3の資料になります。評価の方法といたしましては、大きく今の進行管理票は3段階で評価してくださっているのですが、A評価のものを点数化の際は10点、B評価ものを5点、C評価ものを0点という形で集計させて頂いて、点数化しているものでございます。それぞれ先程概要版を見て頂いて、6ページに記載があるように、基本理念という「のびのびなたん」～子育てにやさしいまち～の実現に向けて、6つの基本目標を今の計画は設定されています。その6つの基本目標に基づいて24の基本施策というのが設定されていて、それを更に細かく具体的な内容を記載する163の施策が紐づいているわけですけれども、それがこの進行管理票によって評価されている。それを点数化して取りまとめたということになります。

まず1ページ目の2の基本目標、基本施策ごとの評価というところで、全体の評価を見て頂きたいのですが、全体を先ほど申しましたように点数化しますと、計画全体の評価の平均値は8.26という点数になりました。概ね計画通り実施でAの水準と言えるのかなというふうに考えております。それぞれでもう少し次のレベルの基本目標の6つのレベルで見えていきますと、基本目標1、2、3、それから5については、この平均値、計画全体の平均値を上回るような水準となつてございますが、一方で基本目標4、基本目標6については、水準を下回るような状況でございます。

とりわけ基本目標2 仕事と生活の調和の実現については、平均値が9.64と非常に高く、一方で基本目標4 親子の健康づくりの推進については、7.17というふうにやや低い評価となっているところでございます。この点数について、一応御認識頂きたいのは、あくまでこの計画に基づいて市が実施なさったことに対する進捗の評価になりますので、この掲げている目標を完全に実現したとかそういう評価ではないということです。あくまで、進捗の評価になるということになると考えております。

続いて、2ページをお願い致します。先程の6つの基本目標のもうひとつ次のレベルで設定されている基本施策が24ございますが、それぞれの基本施策の達成の状況を点数化してみているものが、2ページのグラフでございます。見て頂きますと中間に平均値8.26という線を引かせて頂いておりますけれども、これ以上に点数が高いものはある程度いい評価で、計画的に事業が取り組んでいるものとして判断していいのかなと考えます。これ以下のものが平均値よりも下回っているということで、今後更に力を入れていくとか何か対応策を考えていく必要があるのかなと思われまふ。とりわけ基本目標6-(2)の子育てバリアフリーの促進については、進捗度という視点でいうとあまり進んでいない。2.50というような評価になっている状況でございます。

続いて、3ページをお願い致します。3ページがより細かいレベルで見えていくものの一覧表にしたものでございます。基本目標レベル、その下の基本施策に紐づく施策のそれぞれの個数になります。右の欄がその数になる訳ですが、例えば、基本目標1-(1)「家庭における子育て力の向上」には施策が5つある訳ですが、その中の各課の評価の数を記載させて頂いているのが評価という欄になります。評価の欄では、計画通り実施の評価が3つで、一部実施の評価が4つとなり、施策の件数である5つより多くなっている訳ですが、これは1つの施策に対して2つの課が評価を付けてらっしゃる場合は、それを全て数値としてカウントしております。

このような数字になっていて、それを平均値化して、この家庭における子育て力の向上という施策の評価にさせて頂いているということでございます。

全体で見ますと計画通り実施できた施策というのが122、一方で一部実施のものが52、未実施のものが4つあったということでございます。それ以外に評価不可として、先程見て頂いたA3の表で※が付いていたものが3つあったというところでございます。では、その未実施ものはどのようなものがあったかというのを最後にお示ししているのですが、それが4ページの内容になります。

すべて基本目標6の内容になっておりますけれども、ひとつが基本目標6-(2)に紐づく施策の公共施設などのバリアフリー整備、これについてはまだ取り組みが進めていないというようなことで評価頂いている状況です。それから、基本目標6-(5)①公営住宅の整備・管理、それから③ファミリー向け住宅の設置検討、それから④公営住宅の優先入居措置の推進、これについてはまだ関係機関との協議中ということで、今のところこの計画の中においては、取り組みが進められていないということで、C評価になっているという状況かなと思います。この評価については以上でございます。

藤松会長：以上でよろしいですか。ありがとうございます。資料1-1と資料1-2と資料1-3について事務局からご説明頂きました。皆様方のところで何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。資料が膨大なものでなかなか大変ではございますが、何かお気づきの点ありましたら是非ご指摘ください。

委員：2点ほど確認したいのですが、資料1-1の6ページの病児保育事業は、働いておられるお母さん方のニーズが非常に高い項目かなと思っておりますが、南丹市さんの場合は今のところ取り組みが現実としてはできていないということでした。先程ご説明の中で京都府で協議会を設置されて、広域での利用方法の方法を検討されるということで、資料の1-2では3ページの方で一番上のところになりますけれども、達成度B評価ということで記載をされておられます。ご説明の中で南丹地域でという表現で検討、たぶんこの協議会の中で検討されておられるのかなというふうに聞こえたのですが、B評価ということですので、一定の開始の目処でありますとか、エリアの方は亀岡市、南丹市、京丹波町の3エリアとしての広域という意味でこの協議会で議論をされているのかどうか、その辺のところわかりましたら、教えて頂きたいのが1点です。

それともう1点が1-2の資料の22ページのところに下から3行目の障がい児保育の充実ということで、B評価をされておられるのですけれども、こちらは加配の保育士さんを必要とされる児童さんに配置をして頂いて、ご対応頂いている事業になるかと思えます。こちらの表現では一応配置をしましたということで、されておられるのですけれども、Bということになっています。おそらく対象の児童さん65人おられますけれども、保育士さんの確保ができなくて一部ご対応できてなかったからBなのかというふうに思うのですが、もしわかりましたら、対象児童さんの内どれだけの方に対応できたのか、この65人の方が全て対応された人数なのか、その辺のところ教えて頂きたい。その2点、お願い致します。

藤松会長：ありがとうございます。ではまず、病児保育のところからご説明頂けますか。

事務局：病児保育については、仰ったように南丹市だけでは実施することが難しいということで、亀岡市、南丹市、京丹波町地域の方を含んで検討しているということなのですが、昨年に会議が、開催されて以降は招集がありませんので、去年の時点で止まっているということなのですが、広域で検討していこうという動きにはあるということです。

事務局：少し補足をさせてもらおうと、京都府さんが会議を招集されていて、府内の市町村の枠の中で、前任の子育て支援課の課長がその委員に招集されて参加したという経過があります。今年度に入ってから、今、申

しました通り、その会議の招集がない状況です。先般少し京都府さんから連絡があったのは、以前の協議会の中で、府内の保育所ですとか、病院の委員さんにアンケートを実施するような運びで進んでおられるようです。そのアンケートの調査項目の最終確認をしてほしいということで、前任の課長から私に代わりましたので、アンケート項目のチェックをしてくださいというところで案内を頂いているところです。先の議論がどのように進んでいくかということもまだ不透明なところです。次の会議の招集もまだ伺っていないので、少し足踏みの状態になっております。

委員：ちょっといいでしょうか。京都府医師会の乳幼児保健医会というのがありますけど、そこでもこの病児保育の広域化の検討会の報告があったのですが、現状の病児保育をしている施設については、とても広域に対応できないだろう。だから現状、病児保育するのは、各市町村からの補助金などがあっても、それだけでは成り立たないので、自分のところの医院とか病院の黒字部分を散らして運営するという形になります。常に縮小傾向か病院も閉鎖傾向あって、京都市内であれば、ある程度集約化ができるのですが、広い広域のこの医療圏では、亀岡市に1件だけですよね。病児保育されているのは。そこに、例えば南丹市とか京丹波町の人が預けに行くっていうのは、現実的には預ける方も大変ですよね。ということで、それは現実的ではないのではないかという話を医師会の中ではやっています。ただ、公的な病院である京都中部広域医療センターが実際に考えているのかどうかということでは、おそらく院内保育所はありますけれど、そこも預けるのにはかなり制限があります。職員の中でも更に限定されているので、医療職以外は預けられないとかありますから、一般の人で、しかも病児を預けるっていうのを受け入れてくれるのかどうかっていうのはちょっと現実的ではないかもしれないですね。保育所そのものが病気の子どもをある程度見てくれるように看護師さんなりの配置の方がより現実的ではないかなという意見が多かったです。保育所でそこまで病気の子どもを預かれるかという方向性を考えた方が現実的ではないかな。アンケートでも、おそらく広域化には対応は難しいだろうという回答が多いと思います。

藤松会長：何かコメントございますか。よろしいですか。

委員：京都中部総合医療センターが受け入れてくれるのであればそれば一番手っ取り早いと思います。

事務局：前任の課長も京都中部総合医療センターの方に出向いて話はさせて頂いておるところですが、なかなか現実として受け止めて頂けるまでの段階までには至っていないというところの印象です。まだまだ入口の段階ということではあるとは思っておりますが、なんらかの手だてが必要な課題であります。せっかく京都府さんのそうした取り組みの中に南丹市も加えて頂いたような経過がございますので、なんとかそこも含めて実現に向けられるような方向を目指してしていきたいというのが現状であると思っております。

委員：現状で病児保育をしている施設同士で、普段かかりつけでないところでもパッと行けるように、その預け入れの書식을統一しようという話があります。新たに作れるかとか、拡大できるかとかまだ不透明です。

藤松会長：よろしかったですか。今の件について。

委員：はい。

事務局：障がい児保育の方なのですが、そちらに書いております、加配を必要とする児童65人という児童数に対しては加配を配置できています。そのうち手帳を有している方は6人ということなのですが、

1対1でみないといけない子どもさんもあるのですが、保育士の数も制限がありますので、1対5であったり、1対10であったりというような形でみている子どもさんも全部含めて65人となっています。ただ、それで十分だということでは思っておりませんので、B評価としているところです。

藤松会長：ありがとうございました。他はいかがでしょうか。私から質問してもよろしいですか。資料の1-2の1ページ目のところなのですが、先程もちょっとご説明頂きましたが、1の(1)の②のところですが、この評価ですけれども、先程ご説明頂いたのですが、1つの事業を2つの課が担当していて、それぞれの評価が違うことなのですか、それは役割分担しているところでの話なのか、この事業全体のところをそれぞれの課が違う評価をしているのか、それはどちらですか。

事務局：それぞれの課がやっている事業に対して、それぞれの課が評価をしておりますので、全体的な話というよりは、それぞれ担当課の事業に対してB、子育て支援課はAという形でなっております。

藤松会長：表でわかるようにしたほうがいいのではないかと思います。分けてやっているの、社会教育課さんはBで、子育て支援課さんはAなんだというような。あと、先程の資料1-3じゃないですけど、そのへんの難しさと言いますか、評価の仕方もですね、どう考えたらいいのかなということに繋がっていくかと思うんで、ひとつそれを思いました。

それから、空欄のあるところがひとつあったかと思えます。資料1-2の27ページですが、前回も聞いたような気もしますが、上から2行目のところですね。27ページの上から2行目、土地区画整理事業の推進、空欄なのですが、これはどうゆうふうに見たらいいですか。

事務局：これは事業としては5カ年の計画の中に入っておりますので、この進行管理の計画にずっと載せさせて頂いておるのですが、事業の担当が市役所というわけではなく、土地区画の整理組合というところが実施しておりますので、市役所の方ではちょっと評価ができないというようなところから空欄という形にさせて頂いています。こちらも前回、ご意見ありましたが、一応5カ年の計画で継続して計画はあるということで空欄のまま載せさせて頂いているような現状となっております。

藤松会長：じゃあこの空欄の扱いは資料1-3の方に計算のところはどういうふうに扱ってらっしゃるんですか。

事務局：申し訳ありません。そちらのその評価、不可という形となっております。

藤松会長：不可に入れているのですね。じゃあ※と空欄のところは不可という形ですね。あと、もう1点だけなのですが、資料1-1の1ページ目のところで、真ん中のところに、量の見込みと現状であるのですが、まだ今年度終わっていませんが、令和元年度というのは4月は含むのですか。含まないのですか。今後の処理として、令和元年度というのは先程の委嘱状と皆様方の名簿のところにもそう書いてある平成33年度や令和3年度が混在しますが、この令和元年度という扱いは5月以降のことをいうのか、4月も含む扱いなのか、それはどちらになるのですか。

事務局：4月も含みます。

藤松会長：あの、すごく紛らわしいと思います。私、資料全体を全部見させて頂いたのですが、例えば資

料2-1の方は、西暦が出てきている。他のところは混在していますよね。併記してあるところもあるので、けれど、難しいとは思いますが。今までずっと平成でやってきたのでいきなり変えるのは難しいですが、ちょっとなんかこう、工夫したほうがいいのではないかと思います。何を指しているのか計算できなくて悩むので、ちょっとその辺工夫頂けたらと思います。今後の話で結構です。

委員：いいですか。資料1-3に評価方法が書いてありますよね。計画通りにするAが10点で、Bが5点でCが0点ということ。これを平均して評価点を出していると思います。その先程もありましたけど、AとBって点数が倍違いますよね。だから、昨年度においても申しましたが、評価が自己評価になるので、数値目標が上がってなかったらだいたいAになっていることが多いのではないかなと思います。何かをしますという形の目標を設定していたら、その中身関係なくAになっているというのがあるので、高いですよね。平均値が8.26。これはこの南丹市のこの計画が進んでいるので、実際に子育てしやすくなっているということなんでしょうか。という部分に繋がるのかなと思って。だからこの中で一番評価が高いような、仕事と生活の調和の実現が9.64になっていますよね。ということは非常に経済的には安定して、ゆとりのある社会になっているという評価でいいですか。

事務局：よろしいでしょうか。先程の資料の説明の際にすみません。ちょっと早口だったので、上手く伝わってない部分もあるのかなとは思いますが、その評価はあくまで計画の進捗の進捗度の評価でございまして、この目標が実現できたかどうかの評価ではないというところをご理解頂きたいところです。仰るようにやはり数値目標が今の計画には立てられていない部分がございますので、そのあたり、それが実現できたかどうか、仕事と生活の調和の実現ができたかどうかを図る指標というものは確かに設定されていない部分がございます。それはもう次の計画でそうした指標を考えていくということになるのかなと今のところ捉えております。今の計画については、やはりそうした数値目標がない状況では、こうした各課の判断による進捗評価という方法しかないのかなと考えているところです。

委員：第三者評価みたいなのはできないのですか。担当課以外の例えば住民の人に評価してもらおうとか、実際に子育てしている家庭の人、保護者にしてもらおうとかというような。なんか自己満足のような気がしています。

事務局：この後で説明予定の骨子（案）、また前回の会議でもちょっとそのご説明はさせて頂いているのですが、昨年度アンケートの調査をやらせて頂いて、骨子（案）の14ページを見て頂きたいと思います。今の市民の方の評価という意味で骨子（案）の14ページの7のところに、南丹市の子育て環境や支援への満足度というのがございます。こちらで満足度を1から5までの数字を選んで頂くような形で、市民の方に投げかけさせて頂いているのですけれども、就学前の児童の保護者の方も、小学生の保護者の方も4という評価。比較的満足度が高いという評価で、前回のアンケートに比べて大きく増えていると思います。大きく増えているので、ある程度は今の計画の取り組みは評価されているのかなということは言えるのかなと考えているところです。

藤松会長：高屋委員いかかでしょうか。よろしいですか。

委員：はい。

事務局：計画を立てた以後の部分で、取り組みの評価というのはなかなか難しい部分があります。実際のところは次期の計画に向けたアンケートの中で把握するみたいなどころでしか取り組めてない部分。どの計画でも

それが形になる部分がありますので、なんらか形での市民の皆さんにこの項目に対する意見が聞けるように取り組んでいく必要があるという思いはありますが、なかなかそこまで至っていないというのが実情でございます。先程、仰ったように、自己満足でしかないのは否めない部分かなと感じております。また貴重なご意見賜りましたので、また色んな面で活かしていきたいと思っております。

藤松会長：ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

委員：すみません。資料1-3の3ページの評価の文言についてちょっと質問があるのですが、一番低い2.50の子育てバリアフリーの促進という言葉があるのですが、これは公共施設におけるバリアフリーの定義は進んでないということに対する2.50ですか。

事務局：市が元々計画を立てていたものができていないという結果かと思えます。

事務局：具体的にA3の資料の24ページのところにございます。子育てバリアフリーの促進ということで、24ページの下の部分です。3つの事業があるのですが、ひとつは、公共施設などのバリアフリーの整備ということで、公共施設のトイレですとかに、ベビーベッドですとか、ベビーキープ、トイレされる時に子どもさんを置いとくものなのですが、そういった物を設置したのですが、その後十分に点検ができていないというような部分です。設置はしておるのですが、十分に点検ができていないという部分で評価が低くなっているような部分です。③のところについては、自転車のレーンの整備というところなのですが、これは整備は進めておるのですが、まだ土地の買収の交渉が途中になっていてB評価というところで、完全に出来ておりませんので、こういったところでCなりBなりがついておるので評価が低くなっていることになっております。

委員：内容についてはわかったのですが、この公共施設だったり道路のバリアフリーということは子育てに関係なくとも皆さん共通だと思います。高齢者だったり、一般の大人であったり、それに対して子育てとつげなくてもいいのじゃないのかな。バリアフリーの促進でいいのじゃないのかなと単純に思っただけです。以上です。

事務局：ありがとうございます。また第2期の計画の中でも、こういった施策の基本施策というのは考えていく必要がございますので、そういった中へのご意見という形で頂きたいと思っております。ありがとうございます。

藤松会長：ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

委員：ちょっと病児保育のことに戻って大丈夫でしょうか。南丹市の中では病児保育の認知的にはどういった感じなのかなということが気になっています。やっぱり、共働きの方も増えていきますし、核家族の方も多くなっているので、ニーズがすごくあるのかなという感じはありますが、アンケートとか何かでどれくらいニーズがあるか、わかっていることとかはありますか。市町村が実施する事業の中に入っているの、南丹市の中では必ずするというのは決まっているということなのですか。

事務局：第1期の計画を立てる時に、同じようにアンケート調査をさせて頂いて、その利用希望がありましたので、病児保育事業を南丹市としても開設したいなという目標を5年前に立てています。それが、資料1-1の6ページのところになるのですが、病児保育事業の確保方策というところで、南丹市内で1か所設けたい

ということで平成29年度に目標を置いていましたが、できていないという現状があります。今はこの第2期計画を立てる時期なので、昨年度アンケート調査をさせてもらって、その結果も踏まえて第2期の計画にどのようにおくのか、南丹市内で1か所なのか2か所なのか、それとも必要ないのかどうか。必要ないということはないと思いますが、ただ今、現実的にじゃあ1か所何処に開設しようというところでは、なかなか難しいという経過をたどっているというのが実際のところでは。

委員：アンケートの中では欲しいという声はあるんですか。

事務局：昨年度実施したアンケートで、就学前の保護者の方に病児保育が必要かということでお伺いさせていただいたところ、利用したいとは思わないとお答えになった方が43.6%。まあ4割の方はいらないと。あと無回答だった方が3.6%いらっしゃるんで、5割程度の方は使いたいというふうにお考えになっている。ただし、このニーズ調査ですごく重要なところは、このニーズ調査はそのまま実際の利用になるかということとそんなことはなく、他の自治体でもやはりこの病児、病児施設の利用意向を聞くと、利用の意向は高いのですが、実際に設置されているところで見ると、そんなに実は使われていないという実態があります。そうした費用対効果というか、実際に作って、それでどれだけの利用があるかというところは、見極めが必要かなというようなところでは。

委員：ありがとうございました。アンケート確認しておきます。

藤松会長：よろしいですか。ありがとうございました。秋田さん今まだ1番やっていますので、もし何かご意見ありましたら。

委員：遅くなってすみません。もうだいぶ進んでいるかなと思いましたが。

藤松会長：まだ1番をやっております。

委員：じゃあそれだけ議論があるのですね。すごいなと思います。

藤松会長：何か事前にご覧になって何か意見とかございませんか。

委員：また後で。

藤松会長：時間がどんどん進んでおりますので、とりあえずここで切らせて頂きまして(2)に移らせて頂てよろしいでしょうか。では(2)第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の策定について事務局から説明をお願いします。

## **(2) 第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画の策定について【資料2-1.2-2】**

事務局：では、議題(2)第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画について、計画策定のおおまかなスケジュールと子ども子育て会議の開催時期について説明いたします。

資料2-1をご覧ください。

第2期南丹市子ども・子育て支援事業計画は、現在進行中の南丹市子ども・子育て支援事業計画が平成27

年度から5年の計画であるため、その第2期にあたる計画であり、南丹市の子ども・子育て支援の方向性を示し、子ども・子育て支援の取り組みをさらに進めるための計画です。

令和2年からの5ヶ年計画とするために、昨年度平成30年度は調査の期間とし、この子ども子育て会議で、ご意見を頂きながらアンケート調査によりニーズ調査を実施したり、子育て支援団体の皆様や保育所・幼稚園、小中学校などにヒアリングを行ったりして、調査をおこない、南丹市の特徴や課題の分析を行いました。

今年度は調査結果をもとに、計画を策定する年度になります。この後、株式会社ぎょうせいさんから調査、分析をもとにした、計画骨子（案）の提案をさせていただきますが、基本目標をもとに、どのような子育て支援が考えられるかということについては、市民の皆様も一緒になってワークショップで考えたいと思います。ワークショップは8月下旬に開催予定で、委員にもご案内をさせていただきますので、是非ご参加頂きたいと思います。ワークショップで出た意見は、担当課へ伝え、基本目標に基づく事業を検討頂く中で、反映をさせていく考えです。

その後、具体的な事業についても記載した計画素案ができる段階で、子ども・子育て委員の皆様にお集まり頂き、計画について検討頂く会議を開催したいと思います。施策の範囲が広く、意見を出しにくいというご意見を頂いておりましたので、委員の皆様が意見を出しやすい形で行えるように考えたいと思っています。

これらを経て、パブリックコメントで市民の皆様の意見も伺いながら、今年度に第2期子ども・子育て支援事業計画を策定するスケジュールになります。

では、このあと、株式会社ぎょうせいさんから計画骨子（案）について提案をさせていただきます。

事務局：お手元に計画の骨子（案）の方をご用意お願い致します。ちょっとお時間がかかり迫ってきておりますので、駆け足になるかと思いますが、進めさせていただきます。表紙1枚めくって頂いて2ページの計画書の構成（案）というところをお願い致します。本日この骨子（案）で皆様にご検討頂きたいのは計画の構成。まず、この2ページにお示ししている大きな計画をどういう章立てで作って行くかというところ。それからその計画の構成における第3章。計画の基本的な考え方です。計画の目指す理念、それから基本的な視点、それから基本目標、大きく2つのところを皆様には確認頂いて、この次の計画の素案に繋げていきたいと考えております。

まず、計画の構成でございますけれども、1章については計画の概要でございます。策定、どのような位置づけになるのか、法的な位置づけ、それから南丹市における位置づけ、それから計画の対象者。どのような方達なのかということ。18歳までのお子さんをお持ちの方とその家族とか、そうしたところを明確にする。それから計画の期間と策定をどのように進めたかというところを第1章に掲載することを想定しています。

第2章につきましてアンケート調査やさまざまな統計データの取りまとめ、それから本日委員として参加頂いている方にも一部ご協力頂いておりましたヒアリングなどですね、そうした内容のまとめです。それから先程ご報告した計画の評価。こうしたところをまとめて、課題、現状として整理させて頂きたいというところですね。

それから第3章においてはですね、そうした課題をまとめてお示しし、基本的な方向というものをお示ししている。これについては後でもう一度ご説明致します。第3章で示す基本目標、それから計画の施策の枠組み改定に踏まえて、第4章で具体的な施策の内容を展開する予定でございます。

第5章につきましては、そうした施策とはまた別の視点です。国の方の制度的に定められている教育・保育の量の見込み。教育・保育提供区域の設定ですとか、学校教育それから保育の量の見込み、それから先程事務局からご報告があった、地域子ども・子育て支援事業の見込みです。確保方策というものをお示ししていく予定にしております。

ちょっと割愛させていただきますけれども、続いてこの骨子（案）の20ページをお願い致します。この20ページの前までに策定の考え方ですとか、今の南丹市を取り巻く現況や課題を整理させて頂いています。それについては素案でも更に詳しく整理させて頂く予定です。そのあたりを踏まえつつ考えていく必要もあるかとは

思うのですが、大きな枠組みとして計画の基本的な理念、そうしたところを皆様にご検討頂きたいなというところで、この20ページからちょっと簡単にもう一度ご説明いたします。

第3章として計画の基本的な考え方ということで、計画の基本理念でございます。今の計画、第1期の計画「のびのび なんとん」子育てにやさしいまちということで、設定されているわけですが、この基本理念については、5年とか数年単位で変えるよりもある程度継承して、取り組みを続けていったほうがいいだろうというところもございます。また今、各種の調査をまとめている段階においても、これに外れるような方向性というのは、あえて見出せない部分もございますので、この理念については継承してはどうだろうということで、投げかけさせて頂いております。

続いて21ページでございます。基本視点でございます。基本視点。これはどういったものかと言いますと、先程の基本理念を踏まえてですね、その理念を実現していくための基本目標が、今の計画でいうと6つあったわけですが、そうした基本目標を考える上で、共通して留意しておくべき視点として設定されているのがこの基本視点になります。こちら今この計画と基本的に踏襲する形でどうかということで提案させて頂いて、その根拠となる各調査からの読み取りの状況で、それぞれの4つの視点に対応する形でまとめさせて頂いているところがございます。これについても、いや、またこうゆう視点もあるのではいかとか、そうしたご意見がございましたらこの後頂きたいと考えております。

続いて22ページでございます。計画の基本目標でございます。今の計画の基本目標について、一部組み換えてはどうかということでご提案させて頂いております。大きくは1つが基本目標1の(5)、それから基本目標2の仕事と生活の調和の実現について、今の計画の基本目標5の3つの施策の基本施策と統合する形で新たに基本目標4として整理してはどうかということで、投げかけさせて頂いております。この統合の視点といたしましては、まず基本目標2がぶら下がる基本施策、それから具体的な施策も少ない中で1つ立てておく必要があるのかどうかということを整理させて頂いて、ご提案させて頂いております。

なるべくシンプル化を図るという視点を含めてですね、基本目標は5つでいいのではないかということで、ご提案させて頂いております。基本目標の文言ですとか、それにぶら下がる施策の名称については今後更に各課への調査ですとか、皆様のご協議の中で変更していく必要があるかなと捉えておりますけれども、取り急ぎでこうした枠組みで計画を作っていくところを皆様にご検討ご確認頂いてご意見頂きたいというふうに考えております。

それ以外にもいくつかこの後、将来フレーム人口の推計などさせて頂いた結果なども掲載させて頂いているのですが、今回特にご協議頂きたいところが、この計画の構成と基本目標、基本理念の検討でございますので、このあたりだけ駆け足でご説明させて頂いたところです。

藤松会長：ありがとうございます。ということですが、とりわけこの検討ポイントのところから抽出して頂いた、20ページ、21ページ、22ページのところと、最初の構成の部分のところから何かご意見ございませんでしょうか。

委員：まず概要のフローの件でちょっとお伺いしたいのですが、今年に入って、この骨子の方のヒアリングをしてそれを踏まえて、こういうふうに考えていきたいと思いますというのが、具体的に入っていました、ヒアリングはどこにしているのかなということと、あとアの子ども子育て支援事業計画では、骨子(案)が先で、その後ワークショップになっていますよね。イの子どもの貧困対策の方ではワークショップが先で骨子が後になっています。これ順番違うと思うのですが、この差はどうしてなのかということ。これは行政的なことでこういう区別をしていると思うのですが、一般市民からしてみたら、これってあんまり関係ないですよ。区別って。これを分けるのは作業的な問題なのか、行政の皆さんもこれに沿ってやってはいくのですけれども、もう少し市民目線も入ってもいいのかなと非常に思いますし、ワークショップもどういう形でやっていくように考えて

いらっしゃるのかなということを具体的に教えて頂きたいと思います。

藤松会長：いかがでしょうか。

事務局：まず団体へヒアリング調査をしているのですけれども、これは本来2018年度の部分の事業になってまして、実際は2019年度までずれ込んではおるのですけれども、ニーズ調査をして団体へのヒアリングが2018年のところに書いてあるのですが、これが実は2019年度にずれ込んで実施したんですが、その後、今の骨子（案）が出たというような形になっております。

今、骨子（案）の方を示させて頂いておるのですけれども、この中で検討頂きたいということで、22ページの基本目標ですとか基本施策というのをご検討頂きたいということをご提案しておるのですけれども、この基本目標、基本施策を提案した中で、これにどういったことが考えられますか、どういったことをしていったらいいでしょうか、という形で、アイデアを頂くようなワークショップをしたいと考えております。

委員：なんか申し訳ないのですけれども、この計画ありきのこの骨格があって、それに対してワークショップで意見出してくれていうのも、そもそもおかしいのではないかということは、私は子ども子育て会議が始まった時から、もう何年も前から言っていると思います。一度も現実化されてないのですが、アンケートでさっきも意見が出しにくいとあって仰ってましたが、それはそういうやり方をしているだけであって、もっと出しやすいようなやり方って本当にいっぱいあると思います。そういったのをもっと検討して頂いて、市民が本当にこれに沿っていくんだよねって。私の意見だけで申し訳ないのですが、委員としてはどうかなとは思いますが、子どもたちがここ南丹を一旦離れる時に、私の故郷はこういうところだよって、こんないいところがあって、こんな大人たちがいて、こんないいところだから遊びにおいでよと語れる子どもたちは何人できるのかなというのをいつも思います。故郷の自慢をできる子どもたちがどのぐらい育っているのかということを示して、こういう計画はどうしても大人の都合で、大人の目線しか入らないじゃないですか。もっと子どもたちの目線だったりとか、何を経験して、何を宝物として大人になってほしいってところの視点が全部、ごそって抜けているような気がしてしょうがないです。大人の都合じゃなく、子どもたちの目線も入れてほしいと思うし、大人に対する施策とかいっぱい出ていると思います。具体的に。でも子どもたちがせっかく南丹に生まれて、育っているのだから、川遊びは絶対したよって。芦生の原生林にも必ず行っているし、文化的でもお城の園部城の歴史を語れるとか、なんかそうゆうお土産じゃないですけども、人生でこの彩をどれだけ体験できるのかということもこの中に入れてほしいないつも思うのですが。

藤松会長：いかがでしょうか。

事務局：ワークショップをする順番は、事務局の方でも何度も話し合いをしまして、秋田委員が仰った通り、骨子ができてからワークショップをすることの意味というところを、何度も話をしています。一番大きな理念があって、それに沿った目標があって、その次に各課の事業がそこにぶら下がっているわけなのですけれども、南丹市のこんなまちにしたいというような大きな理念のところというのは、いろんな各課のワークショップでやっていて出ているところで、具体的にじゃあどんなことをしてほしいのかという、具体的な事業レベルにあたるようなところをワークショップで出して頂いて、それが各課に意見が言えるっていうのは順番としては後なのですけれども、協働のレベルとしては上がるのかなというような話をしています。すでに既存事業も沢山あるので、その既存事業の中で意見が出たものが既にあるとか、もっと例えば、アンケートの中でも周知されていないというようなご意見がよくあるのですけれども、そういったものもじゃあ広報の仕方がどうなのかというようなところを、今既存事業でやっているものについても、やり方を見直すというようなことを実際のと

ころに取り入れていくというような、そういうワークショップをしたいなと思っています。

貧困の方との関係なのですけども、貧困の方も一般市民の方を集めて、ご意見をお伺いしようというふうに最初は考えていたのですが、一般の方に集まって頂いて、貧困に対してどうしたらいいのかと投げかけて、議論して頂くというのはやっぱりちょっと難しいかなと考えています。貧困の方については、実際に支援して頂いている、関わって頂いている団体さんですか、福祉部局とか教育委員会の方も貧困の事業があるのですけれども、関わっている者で実際にどうやっていったらいいのかというような話ができれば良いなと思っていて、ちょっとここと差があるのですけれども、仰った通りワークショップ慣れしているというところがあって、ワークショップをしてそれが何に反映されるのかというところが1番の課題だと思っていますので、ただ意見を聞いて終わるということのないように具体的なところで落とし込めたら良いなと考えているところです。

藤松会長：よろしいですか。何かございましたら。

委員：ありがとうございます。

藤松会長：じゃあ貴重な意見ですので、ぜひ積極的に取り入れて、新しい計画には反映して頂きたいと思いません。他はいかがでしょう。はい、お願いします。

委員：計画の基本目標の組み換えのところですか。22ページです。目標をシンプルに減らそうというふうについては賛成なのですが、基本目標の2のところのこの2つの男女共同参画、それから多様な働き方に対応するための啓発等の推進、これを従前のきめ細かな配慮を要する児童、要する要保護的な視点のカテゴリーのところの項目に引っ付けるっていうのはすごく違和感があって、どちらかという基本目標の1のところの子育て・子育てを支える仕組みづくりの中の方に入れる方が、分類としてはより近いのかなという感じがしました。

藤松会長：今の点いかがでしょうか。

事務局：ご指摘の考えもあろうかとは思いますが。そちらについては、子育てを喜びにというところで、目的で切って、設定させて頂いた新しい基本目標4ということで立てさせて、ご提案させて頂いたところです。あまり子どもの虐待とかですね、ひとり親家庭とか、障がいというところで、ネガティブなところの今の名称も、こうした名称ではないものもあるのかなというところもございます。こうしたところをまとめていって、大きく子育てを喜びにというところに変えてはどうかということでご提案させて頂いています。基本目標1についてはどちらかという、市の体制というかそうしたサービスとか、そうしたところを割と扱っているものなので、こちらとしては基本目標4でいいのではないかというふうには考えていたのですが、今ご意見頂きましたので、ちょっと事務局と確認させて頂きたいと考えております。

藤松会長：いかがですか。

委員：結構です。

藤松会長：じゃあ検討頂くということでお願い致します。他はいかがですか。お願い致します。

委員：今の意見、賛成なのですが、基本的に子育てを支えるということは、子育てしている保護者なり家庭

なりにゆとりがないと駄目ですよ。ゆとりをどうやってもたらずか。子育てを家庭だけに引き受けさせないで、地域で支えるというのが基本的なことで、妊娠も含めて、子育てをされている保護者なりお母さんは1番にゆとりがないと子育てできない。僕はしてないからわからないですけど。母親に任せっきりで。だからとてもつらいと、一人でするのは。だから、そこをどうやってその、優しい子育てですよ。子育てに優しいまちを作るといところから、本当のニーズを確認したほうがいいのではないのかなと思います。だから、どうしても何かの支援をするという上から手を差し伸べましょうっていう。足りないところどこですかというのを、上から目線でこうゆう施策をしますからいいでしょう、賛成ですよ。みたいなやり方はちょっと本当の子育てに優しいまちづくりとしては、そぐわないのではないのかなと思います。僕は一応、小児科診療所をしているのですけれど、診療そのものよりは、そこに行ったらお母さんがちょっとこう子どもの悩みを話せるような場所づくりということを1番の目標にしています。そうゆう場所をいくつか作ったりとか、先程、秋田委員も言いましたけど、そういえば子どもの時にこうやって遊べて楽しい思い出があるよねというのが、今の子どもたちどうなのかなと思います。昔は子育ては放任というか、大変子どもが多くて、支える人も少ないので、お母さんだけでは無理があったと。子どもたち同士で遊んだりできる安全な地域を作る。見守ってなくても子どもが安全に過ごせるような、遊べるような地域を作るというのも考えたほうがいいのではないかな。そのためにはどの大人も子どもを見たら見守るようなそういう雰囲気作りをするための数値目標じゃないですけど、施策を入れてほしいなと思います。ちょっと中途半端で曖昧ですけど。そのためにたぶん子育て中のお母さん方とか、子育て支援をされているサークルをグループの方を会議に入れていると思うのですけれども、そこから立ち上がった意見を基に計画を考えるっていうところにならないのかなと思ったりします。

委員：はい。いま仰ったように思います。本当に委員さんの言ったことが本当にそう思っていて、この基本目標4の子育てを喜びにつなげる支援の充実ってのがすごい違和感があってしょうがなくって、この内容とちょっとどうなのかなと思うのですが、今これから産まれる子どもたち、本当にもう10年後ほとんどの仕事がなくなりますよね。AIにかわって行って。世の中もガラッとかわっていく。そこにいく子どもたちをこの時期どう育てる環境を作っていくか、どう子どもたちが力を付けるように大人が支援するか、見守るかっていうのが、この施策だと思います。本当に子どもたち自身がちゃんと自分で考えて、判断して、想像できるような力を持ってないと、本当に大変なことになるのではないかなと思っているので、そのような子どもたちに育つような骨子もここに置いていきたいな。入っていたらいいなじゃなくて、入れていきましょうとすごく思うのですが。

藤松会長：いかがでしょうか。

委員：市役所の職員の皆さん、いつも子どもたちのためにすごく考えて頑張ってくださっているのはよくわかっていて、毎年我が家にもアンケートとか来るのですが、私もPTAで色んな役をさせて頂いて、京都府内もしくは南丹市内でもいろんなお父さん、お母さん方とお話するのですが、やはりアンケートという形でここまで汲み取ってもらえるかわからない。そして詳しく書くのが、言っちゃいけないのですが、邪魔くさい。適当にこころへんやったら意見突っ込まれないし、こう書いといたらいいやって言って書かれている方が聞いていたら半数以上いらっちゃって、市の職員の方がすごく忙しいことはよくわかっているのですが、もしよろしかったら、学校の中、PTA各校も学年懇談会とかそういうのを持っていることが多いので、幼稚園でも懇談会を持たれることがあるので、年に1回でもいいので市の方に一度足を運んで頂いて、母親や父親、そして保護者の皆さんの声を一度生の現場で取って頂けたらすごく骨子(案)とかにも入っていきます。私住んでいるのが八木町の八木東小学校の方なので、バスとかもあまり通ってなくて、子どもたちが帰ってきて遊ぶのも、友達の家行くのも親が送り迎えができないと遊べないという状況がある中で、子どもの放課後の過ごし

方についても厳しいので、本当一度、できましたら保護者の生の声を。もっとお時間があれば、よければ子どもたちの生の声も一度とって頂けたらありがたいと思います。

藤松会長：ありがとうございました。大変積極的なご意見頂いていますので、先程ありました、勿論今回出てきましたけれども、本格的にはワークショップの結果を踏まえて頂いて、そこでどんどんどん大事なもの例えば項目みたいなものを皆さんに出して頂いて、先程、青木さんが仰って下さったような色んな方たちの声が反映できるようなものに、組み替えることができるというのが今日のお示し頂いたことですので、ぜひそこもご検討頂けたらなと思います。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。ではまた、ちょっといろいろ持ち帰って頂いて、事務局とぎょうせいさんの方で議論頂きまして、また進めて頂けたらと思います。

藤松会長：では、つづいて（3）南丹市子どもの貧困対策整備計画の策定について 事務局から説明をお願いします。

### （3）南丹市子どもの貧困対策整備計画の策定について【資料3】

事務局：少子化や子どもの貧困の課題が全国的に深刻化する中、国の「子どもの貧困対策会議」による意見調整の上、平成26年8月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進する」ことが目的として定められました。

南丹市においては、「次世代育成支援行動計画」の流れを引き継いだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の取り組みや事業を進めていますが、子どもの貧困の実態は把握できていない状況でした。そこで、まず子どもの貧困に係る市内の実情を把握するための実態調査として、昨年度児童と保護者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果をもとに本年は、ニーズに応じた支援対策等を掲げた計画を策定することとしています。

策定までのスケジュールとしては、子どもの貧困対策に係る事業をすでに行っている福祉関係機関や、教育関係機関、地域で支援してくださっている皆様とで、アンケート結果の分析をもとに、本市における貧困課題の共通理解を持ち、課題の解決に向けできることの見解を出し合うワークショップを8月に開催する予定です。また、既存事業の見直しや必要な資源量等の検討を行った上で、計画骨子案、計画素案を作成していく流れとなります。

本日はこのあと、昨年度のアンケート結果と、現状について（株）ぎょうせいから報告させていただきます。アンケート結果については、3月の会議において速報版として一度報告しておりますので、本日は、概要の報告をさせていただきます。

事務局：それでは資料3-1と3-2について続けて説明をさせていただきます。資料3-1については今お話があったように3月は速報値ということで、全て集計が終わっていない段階での暫定値でした。全て集計が終わったので、今回概要版ということで作り直させて頂いておりますが、1件お詫びがあるんですけれども、7ページ。これ間違っております。前のページと同じものが入っておりますので、7ページは削除をお願い致します。

次に資料3-2の方。こちらについては南丹市における子どもの貧困に関する状況ということで、まず最初にアンケート結果から貧困に関する状況を出しております。アンケートの生活状況からの類型化ということで、まずアンケートで年収を聞いております。その中で等価世帯年収140.6万円ということで、これは世帯年収を家族の人数の√（ルート）で割って半分にした数値になります。これ以下の数値は、生活困難層というこ

とで判別しています。次に剥奪指標4項目っていうのが、先程の資料3-1の6ページ。この、子どもを取り巻く環境・モノについて。次のような環境・モノについて、子どもにとって必要であると思いますかという設問で、この一番上の黒い棒が全体なんですけれども、この帯が8割以上の方が必要と考えるものを南丹市の子どもにとって必要な指標として考え、これが与えられていないというのは生活困難層という判定をしております。もうひとつは困窮指標ということで、これはこの資料同じ3-1の資料の10ページになります。10ページのあなたの家庭では、過去1年間に、経済的な理由による次のような経験がありますかというところです。この中で一つでも頻繁にあったと答えた方は生活困難層として判別しております。その上で、そうした結果、次の2ページなのですけれども、南丹市における生活困難層。その中で今の3つの項目。2つ以上が該当した方は特に生活困難、厳しい生活困窮層として判別しています。そうした場合構成比としては、生活困難層は判別可能なデータの中で18.8%。その中でも特に生活に困っている生活困窮層は4.2%という結果になっております。次の2ページの下の方からは、いろんな統計データとかの現況を取りまとめたいしております。そちらについては、全てグラフ化しておりますので、割愛させていただきます。以上となります。

藤松会長：ありがとうございました。資料3-1、3-2合わせてご説明頂きましたけれども、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

私からひとつ質問させて頂いてよろしいですか。資料3-2の2ページの今ご説明頂いたところですけれども、生活困難層、非生活困難層のこの分布といますか、パーセンテージというのは、どうゆうふう判断したらよろしいですか。例えば、全国的な動向であるとか。

事務局：前のページにも書いているのですけれども、この調査における生活困難層というのは、国の厚労省がやっている国民生活基礎調査の子どもの貧困率とは分析方法が異なるために比較はできないのですけれども、弊社で何件か色んな自治体でやらして頂いている中では、平均的です。多くもないけれど、少なくもない。

藤松会長：あくまで、この指標の中で出てきたものですので、そういうふうに理解するとよろしいと、いうことです。他はいかがですか。よろしいでしょうか。

委員：これは今の南丹市の状況の報告だけということですね。

藤松会長：調査結果の報告ということになります。

委員：このあと何かの施策とかそういうことは考えられた上での調査ですか。ただ調査だけですか。

事務局：まず昨年度のアンケートとヒアリング調査の結果として南丹市の現状の報告をしました。これを基に計画案を作っていくということになります。

委員：なんかアンケート、その前のもアンケートがありましたけど、アンケート、アンケートできて、アンケートがこうだからこれができる、みたいなのがあるのですけど、そこで止まっていて、やっぱり本当にそういう人がいるのだったら、その人達を何とかしていかなあかんっていう施策。そんなのを進めてほしいなあと思います。数が少なくても、どうであっても。そういうことが子育てに優しいまちになっていく基本かなと思いますので、またぜひ施策の方もお願いしたいと思います。

事務局：今仰った通りです。今年その計画を立てるということになっておりますので、また委員の皆様にもワー

クショップをご案内させて頂いたりして、計画を立てていきます。

藤松会長：ありがとうございました。他はいかがですか。ではまずは実態調査の結果がこうだったと。これに基づいてまた計画を立てていき、それを実施していくとプロセスになっていますので、また皆さん方も見守って頂けたらと思います。ありがとうございました。

藤松会長：では、つづいて（４）南丹市保育所整備計画（園部地域）の進捗状況について 事務局から説明をお願いします。

#### （４）南丹市保育所整備計画（園部地域）の進捗状況について【資料４】

事務局：それでは資料４の方に基づいて説明をしていきたいと思ひます。この7月1日から南丹市のホームページの方では告知をしているのですが、令和元年度の南丹市民間保育所（認定こども園）設置・運営法人の募集を始めました。募集する施設の概要なのですが、施設の種別としては、基本的な保育所を考えています。ただ施設の継続的な運営ですとか、事業者の経営の安定性を確保するために必要な場合はこども園でも可能という形にしております。開設時期については、再来年の令和3年の4月1日の開設を予定しています。

定員・規模についてですが、150人から160人までの定員の保育所を募集しています。最終の定員設定については、市と協議の上で決定するとしておりまして、これは私立幼稚園の聖家族幼稚園さんなんかに配慮した形で、定員の3%までは1号認定として、要は幼稚園に行ける子どもの人数は3%に抑えようということを決めています。

（４）を飛ばしまして、（５）の方の開所日時ですが、こちらは月曜から土曜日の午前7時から午後8時までを標準の時間として開設して頂きたいと考えています。今現在、南丹市の公立保育所では、土曜日半日保育しかできていない状況があるのですが、民間保育所が来た場合には、土曜日は1日開けて頂きたいと考えています。

閉所可能日というのは、この時間閉めてもらっても結構ですという時間、日時なのですが、それは、日曜、祝日、年末年始は閉めて頂いても結構ですと書いています。これは勿論、民間保育所なので、開きたいということであれば、開けて頂いてもいいとは思っています。

民間保育所を誘致する用地なのですが、2枚目に図面を付けているのですが、平成台の駅前の高屋先生の診療所があるあの平成台です。税務署ですとか、法務局から園部第二小学校の方に行くところに大きな市有地があります。そこが概ね6,800㎡あるんですけど、このうちの6,000㎡を保育所に使って頂く考えです。図面の方にも一部小山東町区が公民館用地として希望と書いているのですが、小山東町の公民館が今現在老朽化しているということと、平成台という大きな区画が出来て居住されている人口も増えてきて、今の公民館が手狭になってきているということで、新しい公民館用地を探しておられます。できたらこの保育所と連携するような、地域との共存、連携ができるような拠点としても誘致を期待されておりまして、そういったこともこの設置用地の条件の中で、新しく来る民間保育所の方にはそういった地元との連携をもっと密にして頂けるような提案をして頂きたいと考えています。

応募資格については、現在、認可保育所を10年以上やっている、安定的に経営されているところで、京都府内の社会福祉法人、または学校法人に来て頂きたいと考えています。

今後のスケジュールなのですが、現在募集をしておりまして、8月9日まで募集をしています。その後選定、決定をして、設計を今年度はして頂いて、年度末ぐらいから工事の着工をして頂いて、令和3年の2月には認可の手続きを終えて頂いて、予定通り4月にはオープンして頂きたいなと考えています。

現在、民間保育所、募集を開始して、実際応募が来ているかどうかというところが、皆様、関心があるかなと思います。事業を始めるまでに社会福祉法人にこういったことで募集をしますということをご通知をしております。

まして、その中ではだいたい5社ぐらいの法人からお問い合わせがあったところです。今現在募集を開始した中では、具体的にお話を頂いたのは、応募するとは仰ってないですけど、応募に向けて検討したいですというお声を聞いているのは1社ございます。

それと、選考・決定に関して、選考委員さんなんですが、選考委員さんのおひとりには、藤松先生にお願いをしているところです。事務局からの報告は以上になります。

藤松会長：ありがとうございました。新しい民間保育所に向けての取り組みについて進捗をお聞かせ頂きました。何かご質問ございますでしょうか。

委員：これ、プロポーザル方式ですね。それと認定こども園にするかどうかということは、プロポーザルの中で応募される事業者さんが、南丹市さんの子どもさんの出生などを考慮し、幼稚園の運営のことを勘案した上で、自ら決められると。南丹市さんが決められるわけではないということですか。

事務局：そうですね。プロポーザルの方式というわけではない。募集をして、選考して、決定するっていうのはプロポーザルみたいなところですけど、厳密にはプロポーザルではないのです。こども園にするかどうかというのは、あくまでも社会福祉法人の判断というところにはなりますね。こちらとしては認定こども園が必要とは考えてはいないので、基本的には保育所なのですけれど、そもそも募集の前にこういった事業をしますというところを府内社会福祉法人にダイレクトメールを全て送って、その際に、こういった面ですと南丹市で保育所の運営が成立しますかとかいうお話を聞く中で、少し認定こども園という形態をとることで、経営が安定するということを社会福祉法人の方から聞いておりまして、それで認定こども園の部分でも入れる。実際、保育所を我々が運営、公立保育所をやっていますが、途中でその保育所の認定から幼稚園の資格に変わられる方もあるので、そういった方を受け入れるってことは重要だなとは思っているのですけれど、それが出来るような形というのもありますし、ただ認定を受けること自体は社会福祉法人のすることになりますので、認定こども園も可能とは考えています。ただ、認定こども園にすると心配されているのは、私立幼稚園の聖家族幼稚園さんの方でして、聖家族幼稚園の今後の10月から無償化になるわけなのですけれど、そういった面も踏まえてもなかなか今後経営が厳しいと思われているところもあり、認定こども園の定員は京都市並みの3%にしてほしいというニーズがあったので、それを受けて今回3%としています。

委員：認定こども園、必須ではない。

事務局：必須ではないです。

藤松会長：他はいかがですか。よろしいでしょうか。ではまた進めて頂けたらと思います。ありがとうございました。

藤松会長：では、つづいて（5）教育・保育施設（幼稚園・保育所）の利用状況について事務局から説明をお願いします。

#### **（5）教育・保育施設（幼稚園・保育所）の利用状況について【資料5】**

事務局：南丹市内の保育所等の利用状況を表にまとめております。前年度最後の子ども・子育て会議でも4月当初の申込状況と利用者について予定で資料を配布しました。今回は、その後の状況を追加したものです。表面が公立保育所、裏面に公立幼稚園、聖家族幼稚園さんの状況を記載しています。

保育所ですが、年度当初の申込で低年齢児を中心に受入可能人数を超えての入所や第1希望以外で対応をしても希望の保育所に入れない待機児童が出ました。城南保育所0歳児 調整内容で保留（待機児童）と記載する部分です。4月以降も入所の問合せがあり、受け入れが可能なクラスについては入所調整を行い、随時入所を行っております。

また、引っ越しなどの関係で別の保育所に行かれていますかたもございます。

新たな申込については、出産後、育児休暇を終え保育所入所を考えておられる方から入所可能か問い合わせを受けるような事例が数件ありました。現状をお伝えし0歳児、1歳児の入所は申請を受け付けることはできますが、既に保留中の方も多くあり、空きが出た時点で優先順位の高い方から調整していくことを説明しています。そのような場合は、ご家庭や勤務先と調整頂き今年度中は育児休業を取得される選択をされております。

それ以外にも、突発的な理由により入所の相談を受けることもあります。可能な限り入所ができるよう調整をし、難しい場合は一時保育をと案内するのですが、一時保育で預かることができる人数も限られるため、保育施設の整備で解消できるまではこの状況が続くと思われま。

委員：この話にあっているかどうかちょっとわからないのですけれど。八木に住んでいるのですが、八木中央と八木東っていう保育所あるじゃないですか。それを3歳まででとか、3歳から上でとかいう感じで、分けるっていうのはできないのですか。子どもたちを0歳から2歳までは八木東に預けるとか、八木中央は3歳から上をみんな統合して、分けてしまうっていうふうにした方が子どもたちも、よくよく小学校に入っていくのにあたって人数的なこともあるし、いいのではないかなと私自身はずっと思っていて、そういう検討っていうのはして頂いたりできないのですか。

事務局：今現在、園部地域が一杯というところで、新たな民間の保育所に誘致するというところの説明をさせて頂いております。八木地域についても駅裏の土地区画整理のこともございますし、そうすると人口増ということも踏まえての検討をしていくということにもなります。八木地域においても施設が十分であるかというあたり、全体の整備として、計画的に今後検討していかなければならない課題と認識をしております。早い段階でそうした八木地域に向けての検討も園部地域の部分で目処がつけば、進めていきたいという考えを持っております。今委員から仰って頂いておるような内容もひとつの選択肢ではあろうと思っております。今の施設をそのまま活かしていく方法でもあるのですが、全体の整備計画というものがなくなってくるという思いもしておりますので、その中で、今仰って頂いているような方法も踏まえて、総合的に判断はしていきたいと思っております。私どもとしては検討をしていることは事実ですけれども、ちょっとすぐそのようにしていかれるかどうかというところは、全体計画の中で整備していくものであると思っておりますので、その中で考えていきたいと思っております。

委員：ありがとうございます。よろしく申し上げます。

藤松会長：他はいかがでしょう。はい。お願い致します。

委員：胡麻在住なのですが、日吉町と美山町に幼稚園がないです。年少になる時に上の子なのですが、預けるために働かなきゃいけないという環境でした。幼稚園のニーズがもしかしたら無いのかもしれないのですが、園部にもあって、八木には短時部さんが幼稚園の園があるのに、日吉町と美山はない。預けるためには、働かなきゃいけないのは、何か違うのではないかなと思いました。自分の人生を送る流れの中で子どもの成長を見るためにという時になんで選択が日吉と美山ではできないのかな。聖家族に行ったらいいじゃないとか、園部幼稚園あるのだからそこ行ったらいいじゃないと言うのですが、現実的に送り迎えが厳しいから、

結果皆さん何か、ちょっとここで申し訳ないですけど、ちょっとこうシャシャシャって誤魔化して出すとか、無理やり働きに出るとか、下のちっちゃい子がいるからなんとかやって入るとか、そういうのも見受けられるので、そういう環境ってどうなのかなとは思っています。

藤松会長：ありがとうございます。事務局何かございますか。

事務局：確かにこの計画の中に、認定こども園を日吉、美山の地域には入れていくという計画を実際に挙げています。今年度中ぐらいですかね。ですが、実現できてないというところなんです。これは実際に計画としては挙げておりますので、次期になってしまうことになるのですが、ここは目標を決めてしっかり取り組んでいくべき課題だとは思っておりますので、なんとか実現をしたいというところは考えております。問題意識としては当然持っておりますし、計画にも挙げておる段階でございますので、なんとか次の時には実現をできるように実際の取り組みを進めていきたいと思っております。

委員：お願いします。

藤松会長：ありがとうございました。他はいかがですか。大丈夫でしょうか。今出たご意見も是非本当に前向きに検討頂けたらと思います。ありがとうございました。ではちょっと時間オーバーしてしまいましたが、申し訳ございません。ご準備頂きました議事はこれで終わりますけれども、その他何か事務局の方からございますでしょうか。特にはないですか。よろしいですか。皆様方からも特にはないでしょうか。

藤松会長：それでは全ての議事案件が終わりましたので、お返しさせていただきます。

## 6 その他

谷口課長：藤松会長ありがとうございました。それでは、その他として委員の皆様から何かございますか。なければ、事務局から今後子ども・子育て会議の開催の予定について報告をさせていただきます。

事務局：今後予定ですが、7月～8月に2つの計画策定に関するワークショップを開催いたします。委員の皆様にも別途ご案内をさせていただきますので、お時間の都合が合いましたらご参加頂きたいと思っております。

次回子ども・子育て会議は9～10月頃に2つの計画素案の検討頂くこととして開催をさせていただきます。今年度子ども・子育て会議は4～5回程度の開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

### 閉会あいさつ

榎本部長：皆様方には大変お忙しい中、長時間にわたりましてご審議頂きましてありがとうございました。大変多くの項目の提案をさせて頂いて、議論して頂くということで1番目の項目だけでも、時間の大半を費やしてしまうようなことでありました。そのような中で新たに委員としてお世話になった方もありまして、議論が分かりにくい部分があったとは思いますが、いろいろな面で子育て支援の取り組みを行っている状況です。

皆様から賜りました貴重なご意見を反映できるよう取り組んでまいりたいと思っております。特に今年度は次期の計画をたてるということで、再々会議への出席をお世話になります。いろいろな取り組みを行っていく中で、委員の皆様にはそれぞれの立場でご参加を賜りますこと重ねてお願い申し上げます。

計画づくりについては、福祉については全ての部署で計画をたてているような状況でして、計画だおれのよう状況も実際には起こっている現状があります。やはり市民の皆さんが真に必要なとされる計画づくりが求められてるということを再認識したとこですので、皆様のご協力によってなんとか新しい計画ができればと思

ています。今後とも皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、本日のお礼のご挨拶をさせていただきます。本日は  
どうもありがとうございました。

**閉会**

以上